

Part-1 効果測定テスト (○か×で答えてください)

1. 申請時に登録していた主任技術者が退職した等、現行の申請内容と相違がある場合には、水道事業者に変更届の提出が必要となる。
2. 指定給水装置工事事業者制度では、水道事業者ごとに指定要件が異なるため、水道事業者がそれぞれ業者を指定することになっている。
3. 給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具であり、受水槽も給水装置に含まれる。
4. 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事過程全体について技術上の統括・管理を行うとともに、工事に従事する者の指導監督等を行う。

Part-2 効果測定テスト (○か×で答えてください)

5. 給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合しない場合、水道事業者は需要者に改善を指導するが、給水を停止することはできない。
6. 給水装置が基準に適合しているかを確認する方法として、使用者等が第三者機関に依頼して基準適合品であることを証明してもらう方法を「使用者認証」という。
7. 水槽、プール、流し、その他の水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が必要である。
8. 給水装置は、凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な措置を講じなければならない。

Part-3 効果測定テスト (○か×で答えてください)

9. 配水管から給水管の分岐に当たっては、事前に配水管の埋設状況等を確認し、分岐せん孔後、適切な水圧で水が出ることを確認すればよい。
10. 掘削穴への転落を防止するには、コーンとロープで作業区域を示す必要はあるが、誘導員は必須ではない。
11. 設計を変更する場合、配水管からの分岐口径が変更になる場合のみ水道事業者に出発が必要である。
12. 仮舗装と既設舗装の段差が10cm程度だと、歩行者・自転車の転倒原因になることはない。

Part-4 効果測定テスト (○か×で答えてください)

13. 給水装置（水道メーターを除く）は、需要者の財産であるが、適正に維持管理が行われない場合等には、他の多くの需要者に被害が及ぶため、需要者において維持管理を適切に行うことが重要である。
14. 配水管の分岐から下流側（給水栓側）を給水装置としているが、水道メーターまでは水道事業者の所有で、維持管理の主体も水道事業者とされている。
15. 貯水槽水道には、水道法により定期清掃と定期検査が義務付けられる「簡易専用水道」（容量が30m³を超えるもの）とそれ以外の「小規模貯水槽水道」に分類される。
16. 「誤接合（クロスコネクション）」とは、給水装置が給水装置以外の水管、その他の設備（工業用水道、井戸水、上水道の受水槽以下の配管等）に直接連結されていることをいう。

Part-5 効果測定テスト (○か×で答えてください)

17. 指定給水装置工事事業者は、適切な工事の施工など重要な役割を担っており、お客様とのトラブル防止のため、お客様に対し説明責任を果たすなど対応には十分留意しなければならない。
18. 給水装置工事を実施する場合は、工事の施工範囲、使用材料等が明確にわかる見積書を作成し、お客様に事前に納得いただいたうえで、工事着手する。
19. 指定給水装置工事事業者が違反行為を行うなど指定の基準に適合していない場合には、水道事業者は改善を求めるが、指定の取り消しはできない。
20. 既設マンションの水圧が十分あるため、水道事業者に届けず受水槽を撤去し直結化した。